- 11 その他市長が必要と認める事業実施要領(抜粋)
- (5) 点訳奉仕員等養成事業

(目的)

第1条 点訳奉仕員等養成事業(以下この要領において「養成事業」という。) は、点訳、朗読、手話および要約筆記に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する奉仕員(以下点訳に従事する奉仕員にあっては「点訳奉仕員」、朗読に従事する奉仕員にあっては「朗読奉仕員」、手話に従事する奉仕員にあっては「要約筆記奉仕員」という。)を養成し、もって障害者の社会参加の促進と福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施の委託等)

第2条 市長は、養成事業の実施を、社会福祉法人その他市長が適当と認める者に委託するものとする。

(実施施設)

第3条 養成事業の実施は、函館市総合福祉センターにおいて実施するものとするが、養成事業が適切に実施されると認められる場合には、当該施設以外で実施できるものとする。

(養成対象者)

第4条 養成対象者は、原則として、市内に住所を有する者で、障害者に対する奉仕活動に熱意のある者とする。

(養成事業の実施方法)

- 第5条 市長は、養成対象者に対して、講習会等の方法により、次の科目に ついて講習を実施する。
 - (1) 点訳奉仕員に対する講習
 - ア 点字図書の知識
 - イ 点字の理論
 - ウ 点字の実技
 - 工 身体障害者福祉概論
 - (2) 朗読奉仕員に対する講習
 - ア 声の図書の知識
 - イ 朗読の方法および実技
 - ウ 身体障害者福祉概論
 - (3) 手話奉仕員に対する講習

- ア 手話の基礎知識および実技
- イ 国語の知識(文型,慣用句等)
- ウ 身体障害者福祉概論
- (4) 要約筆記奉仕員に対する講習
 - ア 要約筆記の方法と実技
 - イ 国語の知識(文型,慣用句等)
 - ウ 関連機器の構造と取扱い
 - 工 身体障害者福祉概論

(受講の申請)

- 第6条 前条の講習会等を受講しようとする者は、別記第1号様式の申請書 により、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があった場合に、利用の可否を決定し別記第2号様式の通知書により、申請者に通知するものとする。

(養成事業の運営)

- 第7条 市長は、養成事業の実施について、地域住民に対して広報紙等を通じて周知を図るものとする。
- 2 市長は、養成事業の運営について、毎年度実施計画を策定し、実施するものとする。

(定員)

第8条 受講者の定員は、講座内容等を勘案し、適性な定員を設けるものとする。

(実費徴収)

- 第9条 教材等必要な経費については、実費を徴収することができる。 (実施上の留意事項)
- 第10条 養成事業の実施にあたっては、関係団体と連携を密にするとともに、ボランティアをはじめ地域社会の協力を得られるよう配慮するものとする。 (補則)
- 第11条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別記第1号様式(養成事業第6条関係)

点訳奉仕員等養成講座等受講申請書

年 月 日

函館市長 様

住 所

申請者 氏 名

個人番号

電 話

点訳奉仕員等養成講座等の受講を希望するので、次のとおり申請します。

申請者の状況	フリカ゛ナ			
	氏	名	個人番号	
	住	所		
	生年月日			
申請する講座			1 2 3 4 5 6	点訳奉仕員養成講座 朗読奉仕員養成講座 手話通訳奉仕員養成(入門)講座 手話通訳奉仕員養成(基礎)講座 手話通訳奉仕員養成(レベルアップ)講座 要約筆記奉仕員養成講座
受]	講希望 <i>0</i> 機			

別記第2号様式(養成事業第6条関係)

点訳奉仕員等養成講座等受講決定(申請却下)通知書

年 月 日

(申請者) 様

函館市長

先に申請のあった点訳奉仕員等養成講座等の受講について,次のとおり受講(申請却下) 決定したので,通知します。

・受講の決定をします。

н	フリカ゛ナ		
申請者	氏	名	
	住	所	

申請を却下します。(その理由)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。